

# 東根市オンライン化等環境整備支援補助金

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける市内の中小企業・小規模事業者等の皆様を支援するため、在宅勤務又はウェブ商談会等を可能とするテレワーク環境整備に対し、補助金を交付します。

1. 交付対象： 市内に住所等を有する中小企業・小規模事業者等で、在宅勤務や Web 商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む者(ただし、令和 2 年度において東根市オンライン化等環境整備支援補助金の交付決定を受けた事業者は除きます。)

2. 補助率・補助上限額： 1事業者あたり 補助率1/2・補助上限500 千円

3. 対象となる経費

経費区分	対象機器等
①機器等購入費 (各税抜 10 万円未満)	パソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話、キーボード、マウス、プリンター、スキャナー、VPN ルーター、サーバー及びNAS、無線 LAN 機器(親機、子機)Web会議用機器(カメラ・スピーカー・ヘッドセット)、リモート WOL 装置
②ソフトウェア購入費	導入型ソフトウェア(業務ソフトウェアに限る)
③委託費	ネットワーク構築作業費/VPNルーター等、機器の設置・設定作業費、導入機器、ネットワークの保守費用、導入機器等の操作説明等にかかる委託経費(研修費用・マニュアル作成費)
④賃借料 (事業期間分に限る)	パソコン等、上記「機器購入費」に記載の機器等をリースする場合のリース料
⑤使用料 (事業期間分に限る)	コミュニケーションツール(会議システム、チャット、データ共有)利用料、管理ツール(勤怠管理、在籍管理、業務管理)利用料、業務ソフトウェア利用料、セキュリティソフト利用料、リモートアクセスツール利用料、グループウェア(ワークフロー、リモートワークアプリ)利用料

※原則として、汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入は除きますが、「テレワーク環境の整備」に関する経費については対象とします。

4. 事業実施期間： 補助金交付決定の日から令和4年2月 28 日(月)まで

5. 申請期限： 令和3年8月31日(火)

6. 申請書類等： 申請書類、市のHPから、様式をダウンロードしてください。

7. 申請・問合せ先： 東根市経済部商工観光課商工労政係 TEL42-1111 内線3111・3112・3119  
e-mail:kankou@city.higashine.yamagata.jp